

奈良県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

|               |               |                     |                 |              |
|---------------|---------------|---------------------|-----------------|--------------|
| 指定訪問看護事業者等の名称 | 主たる事務所の所在地    | 訪問看護ステーション等の名称      | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指定年月日        |
| 一般社団法人イーデンホール | 生駒市東松ヶ丘五―二二   | 訪問看護ステーションくるみ       | 生駒市東松ヶ丘五―二二     | 平成二十八年五月一日   |
| 株式会社ケアテック     | 橿原市醍醐町二九六番地の一 | ケアテック指定訪問看護ステーション五条 | 五條市今井四丁目三番地三    | 平成二十八年三月二十八日 |